

隠 監 第 8 号

令和 7 年 8 月 29 日

隠岐の島町長

池 田 高 世 偉 様

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘



同 西 尾 幸 太 郎



令和 6 年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により令和 7 年 8 月 1 日付隠総第 110 号にて審査に付された令和 6 年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、地方自治法第 241 条第 5 項の規定による「基金の運用状況の審査」、財政健全化法第 3 条第 1 項の規定による「普通会計の財政健全化審査」を実施したので報告いたします。

令和6年度隠岐の島町一般会計・特別会計 歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の概要

1、審査の対象

令和6年度における会計管理者所属の下記に掲げる一般会計ほか4特別会計の決算を対象とした。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

- ①国民健康保険事業勘定特別会計
- ②駐車場事業特別会計
- ③中財産区特別会計
- ④後期高齢者医療保険事業特別会計

2、審査の期間

令和7年8月1日から同年8月29日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

8月 1日（金）	8月 4日（月）
8月 5日（火）	8月20日（水）
8月25日（月）	8月26日（火）
8月29日（金）	以上7日間

なお、期間中に、別途監査依頼された公営企業会計の決算審査も行った。また、8月18日(月)と8月19日(火)の例月出納検査時にも必要に応じて審査を行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

審査は、歳入においては調定額と収入未済額についての調書を提出依頼し収入未済額や不納欠損額の内容を確認し、また予算現額と収入済額との差額の発生理由や前年度決算における収入未済額と調定額との整合性について調査及び担当職員の聴取を行った。

歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業についての調書を提出依頼するとともに、基金の状況についても調査及び担当職員の聴取を行った。

第2 審査の結果

1、 決算計数について

審査に付された一般会計及び特別会計の「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りの無いものと認められた。

2、 財政状況について

(1) 一般会計について

R6年度の一般会計の最終予算額(繰越明許費等を含む)は、215億3,702万2千円で、決算額は

歳入 208億2,887万7千円

歳出 204億9,799万4千円

差引 3億3,088万3千円 であった。

R6年度の予算額は初めて200億円超となり、歳入決算額では前年度比14.9%、歳出決算額でも15.3%の伸びとなった一般会計決算の歳入の特徴は、①町債の多額の発行、②基金からの繰入金による財源確保である。歳出の特徴は①これらの歳入財源をもって中出張所の整備、フェリー新造船事業の着手、離島留学生寮の整備など大規模公共事業の推進、②R5年度に繰り上げ償還したことから前年度比では減額となった公債費、③現年災害がなく、一段落した災害復旧事業費の減額があげられる。

「別表① 一般会計決算額年度比較」(資料p1)は、決算書では表れない現年度分と繰越明許費等を区分した予算額と決算額、その収入率と執行率などと基金の状況について前年度との比較を示す表である。

表-3の年度比較、及び表-4の対前年度伸び率のとおり、現年度分の予算額は24億7,684万7千円の増、歳入決算額は28億4,433万2千円、16.7%の増

収、歳出決算額は28億4,058万3千円、17.0%の増額の決算となった。

繰越明許費等(繰越明許費事業と事故繰越事業)では、多額だった前年から1億1,810万9千円減の予算で、決算額でも歳入では1億3,576万1千円12.4%、歳出は1億2,258万6千円11.5%とそれぞれ減となった。

決算の状況について、額の増減だけではなく、予算に対する収入率及び支出執行率の状況を調査した。「別表①」の表-1の合計欄のとおり、収入率は96.7%、執行率は95.2%で、前年度数値(収入率94.5%、執行率92.7%)を上回った。

なお、歳入・歳出の款別の収入率・執行率の内容は「別表③一般会計決算状況(款区分)」(資料p3～)に示しているのでご覧いただきたい。

収入率等の数値は前年度より上回ったものの、まだ低い数値と判断しており、その要因に前述の繰越明許費等の影響と、予算額と決算額の差異が大きい科目も見受けられることから予算編成上の課題が考えられる。繰越明許費等については、当年度に補正予算が編成できないことから、予算不用額が発生しやすい。

前年度からの繰越明許費等の収入率や執行率は「別表①」の表-1の2行目や「別表③」の右の列には科目別に表示しているが、収入率は89.5%、執行率は88.2%である。なお、参考に収支の表のそれぞれの下段に、翌年度への繰越明許費等を仮に100%執行した場合には、収入率は99.7%、執行率は98.8%となり、ほぼ適正と思われる数値範囲となることを試算した。

実質収支の状況は、歳入歳出の差引額3億3,088万3千円から翌年度へ繰越すべき財源(繰越明許費など)1億2,730万3千円を差し引いた2億358万円が実質収支額である。うち1億5,000万円は、地方自治法第233条の2による基金積み立てをR7年度に予定するものである。

(参照:「歳入歳出決算付属書類」p77 R6年度実質収支に関する調書)

(2) 普通会計について

普通会計とは決算書とは異なり、地方公共団体間の比較が可能となる一般会計と一部の特別会計をまとめた会計のことであるが、その範囲は、地方財政状況調査で画一的に決められている。本町の場合、R5年度まで一般会計とへき地診療所特別会計を調整して普通会計としていたが、R6年度からは一般会計の決算額と同額となる。

財政分析上の数値等が把握できることから、財政所管課からの資料と説明を聴取したので次のとおり要点を取りまとめて報告する。

① 財政規模の推移と性質別分析

歳入・歳出総額は前述の一般会計決算額のとおりであり、普通会計の歳入額の前年比は 14.8%の増であった。うち自主財源は、基金繰入金が増額となったものの、繰越金や諸収入の減により、前年比 5.4%の減の 38 億 4,695 万 2 千円となった。また、依存財源の町債が増額となったことから、自主財源の歳入総額に占める割合は 18.5%と前年(22.4%)比で減ることになった。

依存財源である地方交付税は 37.8%の構成比を示すなど、これに国・県補助金や町債などに財源を求めている財政運営は将来も続くことが予測される。

(参照：財政資料 P10)

歳出内容の性質別分析では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が歳出総額の 32.1%（前年度 39.9%）を占めた。前年度より構成比が下がったのは決算総額が増えたことと、前年度に町債の繰り上げ償還をしたことによる公債費の減額が主な要因である。また扶助費は 8.3%の減となったが、人件費が 13.1%の伸びとなった。投資的経費は、普通建設事業費で 34.8%の伸び、一方災害復旧事業費は 54.7%の減となった決算であった。

隠岐病院など広域事業の負担金などを含む補助費等が前年比 77.1%の伸びで 60 億 7,042 万 4 千円もの決算額となったことは、診療所会計などに対して R5 年度までの繰出金から負担金へ振替された影響もあるが、特筆すべき事象である。

(参照：財政資料 P11)

② 経常収支比率

経常収支比率は、分母となる地方交付税などの経常一般財源が前年比で 2.0%増の 90 億 9,325 万円、一方、分子となる繰出金、公債費、補助費等の経常一般財源の支出は 0.6%減の 79 億 5,783 万 9 千円で、率は前年比で 2.0 ポイント減の 87.4%となった。前年比で減となったものの 80%台後半の数値が依然続き、財政硬直化状態の短期間での改善は困難な状況にあるとみている。

(参照：財政資料 P12)

(3) 特別会計について

R6 年度の特別会計の状況であるが、「別表②特別会計の決算状況」(資料 p2)に示すとおり、R6 年度までと特別会計の状況が一変した。診療所の 6 特別会計と訪問看護事業特別会計が隠岐広域連合へ移管され、下水道事業会計は公営企業会計で別途決算審査を行うことになった。よって、前年度との比較は審査対象の 4 特別会計のみに絞って試算した。

4 特別会計の単純合計金額は歳入決算総額が 23 億 8,139 万 9 千円(前年比 3.9%増)、歳出決算総額は 23 億 7,181 万 9 千円(同 3.9%増)となっていて、全会計において黒字決算となっている。

国民健康保険事業及び後期高齢者医療保険事業ともに歳入・歳出決算額はそれぞれ大きく伸びたが、一般会計からの繰入金の合計額は減少した。

(参照：財政資料 P9)

これら特別会計に対する一般会計からの繰入金の状況は、財政資料 p 7 の表の右欄で繰入金の額が、また「別表②特別会計の決算状況」では繰入金の年度比較が表記されている。

隠岐広域連合に移管された事業は、一般会計からの負担金で運営されているが、前年度までの繰入金との比較分析は、今回の決算審査において調査することができなかった。

第 3 審査意見

1. 予算執行率等について

前述の「第 2 - 2 財政状況について」で述べたとおり、予算に対する収入率 96.7%、執行率 95.2%と、それぞれの率は低いと判断し、この要因は繰越明許費の低率による影響と予算編成上の課題と前述した。

(1) 繰越明許費等の状況

まず繰越明許費の件だが、「別表① 一般会計決算額の年度比較」(資料 p 1)で繰越明許費等の予算(前年度繰越明許費繰越計算書による)と決算額を再度確認してみる。予算額 10 億 6,659 万 1 千円に対し、収入額は 9 億 5,470 万 4 千円(収入率 89.5%)、支出額は 9 億 4,051 万 8 千円(執行率 88.2%)である。

「別表⑤ 繰越明許費等の決算状況」(資料 p 15～)は各事業の決算状況である。調査の結果、No.20 の道路災害復旧事業は事故繰越によって R7 年度に一部先送りされた事業費もあるが、17 ページの最終行を見ると、特定財源が予算どおり収入されなかったことや、一般財源は繰越した財源が 1,418 万 5 千円不用となることが判明した。また、精査した結果、No.7 の中村地区集落環境整備事業では町債の借入額が過充当で R7 年度に繰り上げ償還すると担当課から説明があった。No. 15 の県立高校施設整備事業では国補助金と基金繰入金を財源にした事業である

が、基金繰入金を過充当のまま決算せざるを得なかった事情がわかるが、速やかに基金へ戻入することを指示したところである。これらを試算すると先ほどの1,418万5千円の不用額ではなく約500万円であることがわかった。通常予算と繰越事業の予算とを区別せずに決算するからわからない数字であるが、繰越時には適正な事業費と財源を積算いただきたい。

また、ご覧のとおり、ここ数年の決算において、一般会計だけでも20事業以上の繰越事業が発生し(R7年度への繰越明許費等の事業件数は16件)、町道整備事業などは毎年繰越事業が発生しており、繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念するものである。繰越事業の影響は、当初予算計上事業でも発注時期がだんだん遅れてくるなど、繰越事務の労力だけでなく起債や地方交付税の関係などで財政面にも影響を及ぼすことから注意を要するものと思われる。

(2) 予算編成上の課題

歳入において収入額と予算額との差額が生じている決算については、詳細な内容調査までできなかったが、年度中途の調定額の変更及び確定に対して適正な補正予算が編成されていない科目が見受けられた。特に特定財源の増減は、歳出の事業費の変更あるいは財源組替を伴うものであり、時期的な判断要素もあるが、適宜対応すべき事項である。

また、歳出において少額でも事業中止となった予算の整理がなされていないことが気になったところである。歳出予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうことになるので、今後の予算編成においては十分留意いただきたい。

2. 税等の滞納処理について

収入未済額の概要は、次のとおりである。なお、詳細は「別表④ 収入未済額一覧表」(資料p5～)をご覧ください。

なお、決算審査をする中で、収入未済額については次の特異な事例があったので、決算数値を説明する前にご了解いただきたい。

- ① 一般会計の決算書の収入未済額は4億2,424万9千円と多額であるが、このうち翌年度へ繰越事業となった(繰越明許費等)財源の国・県支出金の調定をしたものの年度内に収入が無かったものを含んでいる。町民の滞納額の実態(実質収入未済額)を調査するうえでは、繰越明許費等の収入未済額は差し引いて試算した。

- ② 国保、後期高齢者医療の保険料の収入未済額には、調定減額後に行う還付すべき金額が未処理(還付未済額)のまま含まれていて、実際の収入未済額とは異なっている。この還付未済額は収入未済額に加算して試算した。

表：R6 年度収入未済額の調整内容

(単位:千円)

会 計	決算書の 収入未済額	うち繰越明許 費等財源	調整分	実質収入未済 額(滞納額)
一般会計 (資料 p 12)	321,504	△274,434		47,070
国保会計 (資料 p 13)	14,895	0	還付未済額 44	14,939
後期高齢者医療会計 (資料 p 13)	233	0	還付未済額 187	420
合 計	336,632	△274,434	231	<u>62,429</u>

(参考) R5 年度の状況 (R6 年度に対象外となった下水会計を除く)

会 計	決算書の 収入未済額	うち繰越明許 費等財源	調整分	実質収入未済 額(滞納額)
一般会計	424,249	△379,451	△165 (調定誤り)	44,633
国保会計	15,839	0	還付未済額 255	16,094
後期高齢者医療会計	320	0	還付未済額 225	545
合 計	440,408	△379,451	315	<u>61,272</u>

税等の滞納額と決算書上の収入未済額との違いがあることは、前述のとおりであり、精査の結果、町税など住民から徴収すべき収入未済額は、全会計で 6,242 万 9 千円と試算している。R5 年度金額 6,127 万 2 千円と比較すると 115 万 7 千円の増額となったが、これは R6 年度に初めて発生した代執行費用弁償金の未収入 502 万円の影響が大である。

これに別途監査報告を行う水道会計の水道料の推計収入未済額 1,680 万 9 千円と下水道会計の使用料の推計収入未済額 186 万 3 千円を加えると合計で 8,110 万 1 千円にもなることも忘れてはならない。

収納については、徴収対策本部を中心にした職員の努力によって次の表のとおり公債権で 0.2 ポイント、私債権で 0.8 ポイント R5 年度を上回り、全体では 0.3 ポイントのプラスという結果になった。これは関係職員が滞納整理に取り組んだ成果が現れたものであり、評価に値するものである。しかし現年分の収納率が若干ではあるが前年比で下がったことは少々残念な結果である。新規未納者の出現などの未納者数の動向や多額な未納金の発生によるものかなど、原因調査のうえ対応いただきたい。

表：収納率の状況（徴収対策本部資料より）（単位：％）

区 分		R5 年度収納率	R6 年度収納率	比較
税 等の 公債権	現年分	99.3	99.2	△0.1
	滞納分	26.5	31.4	4.9
	計	97.4	97.6	0.2
公営住宅 料等の 私債権	現年分	99.1	99.0	△0.1
	滞納分	29.5	29.3	△0.2
	計	94.1	94.9	0.8
合 計	現年分	99.3	99.2	△0.1
	滞納分	27.1	31.1	4.0
	計	97.1	97.4	0.3

注）公債権からは下水道を私債権からは水道料を除く

不納欠損処理については法的根拠に基づいて適正な処理が行われており、前述の徴収実績と R2 年度に私債権の整理を行ったことから、次の表のとおり年々減少している。

しかし、前年度より減少しているものの 357 万 2 千円もの債権を放棄したことは事実であり、特に時効による債権の消滅だけはできるだけ避けて頂きたい、今後も公平公正な徴収業務を心掛け、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うことを望むものである。

表：不納欠損額の推移

（単位：千円）

会 計	R2	R3	R4	R5	R6
一般会計	22,304	3,409	4,620	2,590	2,746
国保会計	1,938	2,740	685	1,093	710
後期高齢者医療会計	209	396	82	54	116
合 計	24,451	6,545	5,387	3,737	3,572

下水会計	203	216	34	57	140
------	-----	-----	----	----	-----

3. 財政の健全化等について

(1) 地方交付税など一般財源の動向について

普通会計において、R6年度の収入総額の37.8%を占める地方交付税の内容は経常一般財源(90億9,325万円)の76.2%を占める普通交付税(69億2,728万9千円)は、前年比で8,072万4千円増額(1.2%増)である。また、特別交付税(9億4,226万1千円)は8,875万2千円増額(10.4%増)で地方交付税合計では78億6,955万円と前年比で1億6,947万6千円の増額(2.2%増)であった。一般財源となる地方交付税の動向は、町の財政状況を大きく左右するものであるが、国の税収と地方財政対策によって変動するものであり、交付額の将来推計は非常に困難ととらえているが、極端な増減はないと思われる。

町税は15億2,339万3千円で前年比24万8千円の減額となり、収入総額の8.4%に過ぎない。ただし、R6年度は定額減税で約5,400万円の影響があったこと、その補填は地方特例交付金で行われており、実質的な町税は前年比で伸びがあったことを付記する。

限られた一般財源を有効に使い、真に住民のためとなる多種多様な経済対策や定住対策などの行政施策を展開するために、収入財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたい。

(2) 基金について

前述した財源不足の財政状況から、基金に依存した財政運営がここ数年なされてきている。R6年度においては財政調整基金を3億9,340万8千円、減債基金を2億円繰り入れて財源に充当している。年度末残高は財政調整基金が6億6,525万2千円、減債基金は12億2,293万4千円で合計18億8,818万6千円になり、R4年度に合わせて約30億円超あった基金は2年間で約11億円減少している。

また、目的基金においては、地域振興基金で2億3,905万2千円を繰り入れて、航空路・航路の旅客運賃低廉化事業など13件の地域振興事業を展開した。ふるさと隠岐の島応援基金では5,580万1千円を繰り入れて、竹島対策事業や教育関係事業など9件の事業の財源に活用された。一方、寄付金を財源にして4,284万9千円を積み立て、年度末残高は1億3,888万となった。寄付者の意向を尊重し、一層の有効活用を望むものである。公共施設整備基金は中出張所等の整備事業に2億87万1千円繰り入れて事業を行った。

(参照：「歳入歳出決算付属書類」p102 4. 基金 普通会計の欄)

普通会計の基金の年度末残高は33億5,249万7千円となっている。

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、それぞれの基金保有額の検討を含め、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものである。

以上、令和6年度一般会計、特別会計の決算審査の報告をいたします。

R7年8月29日

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘



同 西 尾 幸太郎



令和 6 年度隠岐の島町基金運用状況の審査

第 1 審査の概要

1、審査の対象

地方自治法第 241 条第 5 項の規定による基金運用状況の審査は、特定の目的のために定額の資金を運用する次の基金について審査を行った。

(1) 用品調達基金

(2) 土地開発基金

2、審査の期間

令和 6 年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

基金の設置目的に沿った運用がなされているかどうか、定額資金の一年度間の増減異動状況について審査を行った。

第 2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された基金の運用状況は表のとおりであり、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められた。

(1) 用品調達基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
現 金	581	19,976	19,674	883
物 品	419	19,674	19,976	117
計	1,000	39,650	39,650	1,000

(2) 土地開発基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
現 金	21,190	78,699	40,686	59,203
土 地	260,122	40,686	8,699	292,109
計	281,312	119,385	49,385	351,312

2、意見

(1) 用品調達基金

用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に設置された基金。

今後も施行規則を順守した運用に心掛けていただきたい。

(2) 土地開発基金

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置された基金である。現在は都市再生整備事業で活用されているが、将来の基金の需要額を見据え、基金総額を含め今後のあり方について検討をいただきたい。なお、R6年度において7,000万円ほど基金総額を増額した。

以上、令和6年度隠岐の島町基金運用状況の審査の報告をいたします。

令和7年8月29日

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘

同 西 尾 幸太郎

令和 6 年度隠岐の島町財政健全化の審査

第 1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第 3 条の規定により提出された、令和 6 年度普通会計における健全化判断比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和 6 年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四項目について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第 2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された健全化判断比率は表のとおりであり、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	隠岐の島町比率	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	13.60%	
②連結実質赤字比率	—	18.60%	
③実質公債費比率	11.3%	25.00%	
④将来負担比率	161.5%	350.00%	

2、意見

①実質赤字比率、及び②連結実質赤字比率は、黒字決算であり問題はない。

③実質公債費比率 11.3%は、前年度数値の 12.1%より 0.8 ポイント下降している。昨年の繰上げ償還の影響が出たもの。早期健全化基準範囲内であり問題となる数値ではない。

④将来負担比率の 161.5%は、前年度数値の 135.4%より 26.1 ポイント上昇しているが、数値は早期健全化基準範囲内であり問題となる数値ではない。上昇の要因は将来負担額(地方債の現在高)が約 25 億円増え、充当可能基金が約 6 億円減少したことによるもの。

よって是正改善を要する事項はありません。

しかし、公債費関係の財政指標は、今後も上昇傾向が予測されることから、繰り上げ償還など、現財政状況においてできうる財政措置について、常に検討願いたい。

以上、令和 6 年度隠岐の島町財政健全化の審査の報告をいたします。

令和 7 年 8 月 29 日

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘



同 西 尾 幸太郎

